

# 自転車運転者講習制度の開始

～改正道路交通法の施行に伴い、6月1日から自転車運転者講習制度が開始されました～

## ○自転車運転者講習制度とは

特定の「危険行為」を過去3年以内に2回以上繰り返すと、「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

## ○制度の目的

自転車に関連する交通事故の約6割は自転車側にも法令違反があり、自転車側が加害者として高額な賠償を命じられるケースも少なくないという現状があります。危険行為を繰り返す自転車運転者を改善するため、自転車運転者講習制度が新設されました。

## ○特定の「危険行為」とは

自転車運転者講習義務の対象となる「危険行為」とは下記の14類型です。

### 危険行為

- (1) 信号無視
- (2) 通行禁止道路（場所）の通行（歩行者用道路など自転車通行が禁止されている道路等を通行する行為）
- (3) 歩行者用道路での歩行者妨害
- (4) 歩道通行や車道の右側通行等
- (5) 路側帯での歩行者の通行妨害
- (6) 遮断踏切への立ち入り
- (7) 左方車優先妨害・優先道路車妨害等
- (8) 右折時、直進車や左折車への通行妨害
- (9) 環状交差点安全進行義務違反等
- (10) 一時不停止（一時停止標識等を無視して交差点に進入する行為等）
- (11) 歩道での歩行者妨害等
- (12) 制動装置不備の自転車の運転（ブレーキ装置がない、またはブレーキ性能が不良な自転車での走行）
- (13) 酒酔い運転
- (14) 安全運転義務違反（傘さし運転、ながらスマホ運転が対象になることがあります。）

## ○自転車運転者講習とは…

違反者の特性に応じた個別的指導を含む3時間の講習（講習手数料5,700円）

※命令を受けてから3か月以内の指定された期間内に受講しない場合は5万円以下の罰金

## ○講習制度の流れ



▶問合せ 安城警察署 (☎76-0110)

例年、4月から5月にかけて、自転車盗難が急増し、夏まで増加しつづける傾向にあります。自転車盗難は平成26年中の刑法犯認知件数のうち約18.3%を占める、最も多い犯罪です。

本年5月末までの安城警察署管内の自転車盗難被害認知件数は141件、その内88件（約60%）の自転車が無施錠で被害に遭っています。被害場所は、駅の駐輪場および店舗駐輪場が多数を占めています。

自転車盗難の被害に遭わないためには、自転車に鍵を2つ以上して、防犯対策をしましょう。

- ・中高生の自転車盗難が増加しています。必ず防犯登録をしましょう！
- ・見通しが良く明るい、防犯カメラがある等、管理された駐輪場を利用しましょう！
- ・どんなに急いでいても、必ず鍵をかけましょう！
- 犯行を目撃したときはすぐに110番通報してください。
- その他、犯行に関する情報は最寄りの警察署にご連絡ください。

▼問合せ  
安城警察署  
(☎76-0110)



自転車盗難の急増に  
対策を講じてください！